

下水道で快適なくらしを

《下水道事業受益者負担金制度について》



豊橋市上下水道局マスコット「クリン」

こどもたちに残したい
美しい川と
わたしたちの三河湾

豊橋市上下水道局

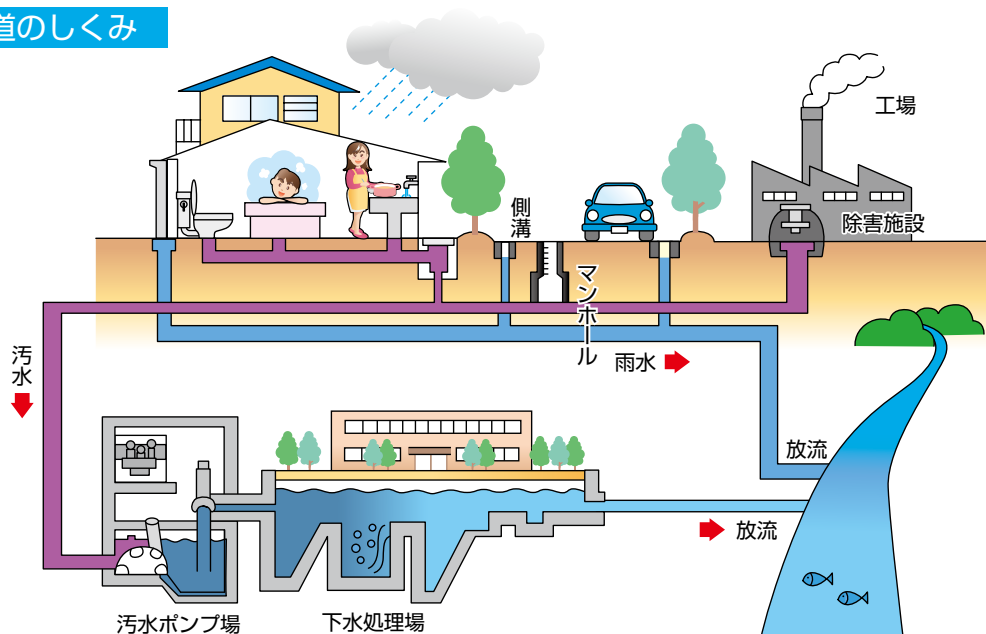
はじめに

豊橋市は、南は太平洋、西は三河湾に面し、清流豊川の恵みをうける自然豊かなまちです。私たちはこの清らかな水環境・水資源を守り、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

本市は、「快適で利便性の高いまちづくり」のため、下水道の整備を積極的に進めていますが、下水道の整備には長い年月と多額の費用を必要とします。また、何よりも市民のみなさんのご理解とご協力がなければ、事業を推進することはできません。

このパンフレットは、下水道整備をするために必要な財源となる受益者負担金制度について、ご理解をいただくために作成したものです。

下水道のしくみ



目次

1 下水道事業受益者負担金について	2 ページ
受益者負担金制度とは	2 ページ
負担金を納めていただく方（受益者）	2 ページ
負担金を賦課する時期	3 ページ
負担金賦課の対象となる土地	3 ページ
負担金の額	3 ページ
負担金の納付方法と納期	4 ページ
受益者の申告	5 ページ
申告書の提出から負担金の納付まで	5 ページ
「下水道事業受益者負担に関する申告書」	6 ページ
2 取付管の設置について	7 ページ
「取付管設置申請書」の提出について	7 ページ
「取付管設置申請書」記入例	8 ページ
3 下水道事業受益者負担金に関するその他の手続き	9 ページ
4 下水道を利用してください	10 ページ

1 下水道事業受益者負担金について

受益者負担金制度とは

公共下水道が整備されると、家庭の雑排水はもちろんのこと、トイレの汚水も下水道に直接流せるようになり、衛生的で快適な生活環境が生まれます。これにより土地の利便性が増し、土地の資産価値が増加することになります。

しかし、こうした利益を受けられるのは、道路や公園のような一般の公共施設とは異なり、公共下水道が整備される区域内の方（土地の所有者等）に限られます。

そこで、このような区域内の方（土地の所有者等）に下水道の整備にかかる費用の一部をその土地の面積に応じて負担をしていただくのが「受益者負担金制度」です。

根拠法

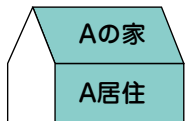
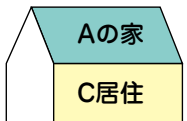
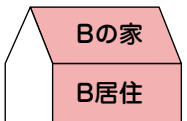
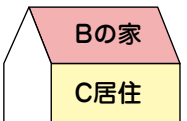
- 都市計画法第75条
- 東三河都市計画豊橋下水道事業受益者負担に関する条例
- 東三河都市計画豊橋下水道事業受益者負担に関する条例施行規程

受益者負担金を納めていただく方（受益者）

受益者負担金（以下負担金）を納めていただく方を受益者といいます。原則として受益者は、公共下水道が整備される区域に土地を所有している方です。

ただし、その土地に賃借権、地上権などの権利を持っている方がいる場合は、双方で話し合いの上、受益者を決めていただきます。

例

			
Aの土地	Aの土地	Aの土地	Aの土地
Aの土地にAが家を建てAが住んでいる	Aの土地にAが家を建てCが住んでいる	Aの土地にBが家を建てBが住んでいる	Aの土地にBが家を建てCが住んでいる
受益者はA		受益者はA又はB	

※借家人は受益者にはなりません

負担金を賦課する時期

負担金を納めていただく区域が決まると上下水道局では「賦課対象区域」を公告します。（本市の場合、公告の日から5年以内に下水道の供用を開始する予定の区域を「賦課対象区域」としています。）

この公告日現在の受益者に負担金を納めていただくことになります。

負担金賦課の対象となる土地

負担金の「賦課対象区域」として公告された区域内の土地は、地目や土地の利用形態に関係なく原則すべて負担金賦課の対象となります。

たとえ、空き地や駐車場等、建築物が建っていない土地であっても、また、下水道利用予定の有無にかかわらず、負担金はかかります。

負担金の額

負担金は固定資産税等の税金とは異なり、その土地に一度限り賦課されるものです。そして、その金額は土地の面積に応じて以下の計算方式で算出します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{負担金の総額} \\ \text{(10円未満切捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{単位負担金額} \\ \text{1㎡あたり350円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{土地の面積}^{\ast} \\ \text{(公簿による)} \\ \hline \end{array}$$

具体例 200㎡（約60坪）の土地の場合
負担金の総額 = 350円 × 200㎡ = 70,000円

※土地の面積について 土地区画整理事業の施行中の土地で、換地処分が行われていない土地については、仮換地面積をその土地の面積とします。

負担金の納付方法と納期

負担金は分割して納付することが原則となっていますが、一括して納めていただくこともできます。

○期別納付

負担金総額を5年間に分割し、さらに1年を4回の納期に分けて合計20回で納めていただきます。〔4期（6月、9月、12月、2月）×5年間〕

納入通知書は1年分（4期分）をそれぞれの年の6月はじめに送付しますので、納期限内に最寄りの金融機関（ゆうちょ銀行〔郵便局〕を除く）の窓口で納めてください。

なお、納期ごとに預金口座から自動振替により納付できる口座振替制度もあります。希望される方は金融機関窓口か営業課普及担当までご連絡ください。

負担金の納期	第1期	第2期	第3期	第4期
	6月1日から 6月30日まで	9月1日から 9月30日まで	12月1日から 12月28日まで	翌年2月1日から 翌年2月末日まで

◎納期限が金融機関の休日の場合は、翌営業日が納期限となります。

◎納期限を過ぎますと、延滞金が増加される場合がありますのでご注意ください。

○一括納付

毎年の第1期の納期限までに、その年の一年分を一括納付、または、今後到来するすべての納期に係る負担金を一括納付していただきますと、一括納付する期間に応じた率による一括納付報奨金を交付します。

したがって、実際の納入金額は納付額から一括納付報奨金を差し引いた金額になります。

一括納付と報奨金交付率	一括納付	報奨金交付率
	5年分(20回分)	2.87%
	4年分(16回分)	2.27%
	3年分(12回分)	1.67%
	2年分(8回分)	1.07%
	1年分(4回分)	0.46%

具体例

200㎡（約60坪）の土地で、負担金70,000円を一括納付（5年分）する場合の実際の納入金額は

$$\text{一括納付報奨金} = \text{納期が到来する前に納付する総額 } 3,500\text{円} \times 19\text{回} = 66,500\text{円} \times \text{報奨金交付率 } 2.87\% = 1,908\text{円}$$

※第1期分は対象となりません

$$\text{実際の納入金額} = 70,000\text{円 (納付額)} - 1,908\text{円 (一括納付報奨金)} = 68,092\text{円}$$

なお、負担金に未納がある場合や決められた納期以外に一括納付された場合は、報奨金は交付されませんのでご注意ください。

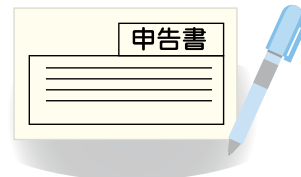
受益者の申告

土地所有者の方に土地の所在、地積等の内容確認と、土地所有者以外の受益者がある場合には、その指定をしていただくため、「下水道事業受益者負担に関する申告書」の提出をお願いしています。

申告書は公簿（土地の登記簿）等の内容に基づき、土地の所在、地積等をあらかじめ記載してありますので、記載内容を確認していただき記入例を参考として必要事項を記入し、**指定された期限までに必ず提出してください。**申告書に基づき受益者及び負担金が決定されます。

1筆の土地に対して2人以上の所有者がいる場合は、代表者を定めてその代表者に受益者として申告していただきます。所有者や権利者が複数いる場合は、負担金の納付が関係しますので、当事者間でよく話し合って受益者を決め、合意の上で提出してください。

なお、指定された期限までに申告書の提出がない場合は、公簿（土地の登記簿）上の所有者を受益者と認定し、地積についても公簿上の面積により賦課することになります。



申告書の提出から負担金の納付まで

① 「下水道事業受益者負担に関する申告書」の記入

申告書には土地の所在、地目、地積などが記載してあります。

② 「下水道事業受益者負担に関する申告書」の提出

申告書に基づき、受益者と負担金を確定します。

③ 上下水道局から納入通知書の送付

分割及び一括納付用の納入通知書を毎年6月はじめにお送りします。

④ 第1回目の納付

第1期分または一括納付の納期限
《6月1日～6月30日》

※すべてを一括納付された方は
ここで完了となります。

⑤ 第20回目の納付



《「下水道事業受益者負担に関する申告書」》

様式第1
(提出用)

下水道事業受益者負担に関する申告書

提出年月日

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

441-00××

豊橋市

豊橋町字豊橋〇〇-△

豊橋 太郎 様

東三河都市計画豊橋下水道事業受益者負担に関する条例第5条第3項の規定により申告します。

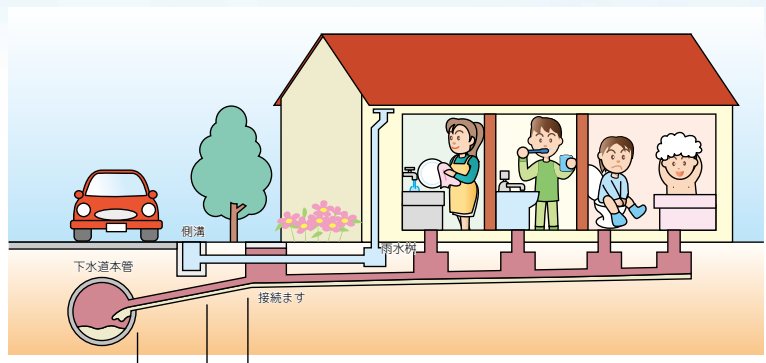
フリガナ 受益者住所	トヨハシシヨハシチヨウカガサ トヨハシ
フリガナ 氏名	トヨハシ 豊橋 太郎
電話	0532 (51) 2761

申告書番号 84-00-0000

土地の所在地	地目	地積	土地の所有者		土地の所有者以外の権利者(土地の借主等)	
			住所氏名	住所氏名	権利の種類	住所氏名
豊橋町字豊橋 〇〇-△	宅地	200.00 ^{m²}	豊橋市 豊橋町字豊橋 〇〇-△ 豊橋 太郎			
豊橋町字豊橋 〇〇-□	宅地	150.00	豊橋市 豊橋町字豊橋 〇〇-△ 豊橋 太郎			
豊橋町字豊橋 〇〇-X	宅地	100.00	豊橋市 豊橋町字豊橋 〇〇-△ 豊橋 太郎外1名			
合 計						450.00

2 取付管の設置について

家庭内の台所・風呂・便所などからの汚水や工場からの汚水は下水道本管へ、雨水は道路側溝等へ流します。道路に下水道管を埋設する際、みなさまの所有されている土地に下水道への取付管を原則として1か所布設（道路との境界から民地側へ約1mぐらいのところまで取付管をいれる）させていただきます。



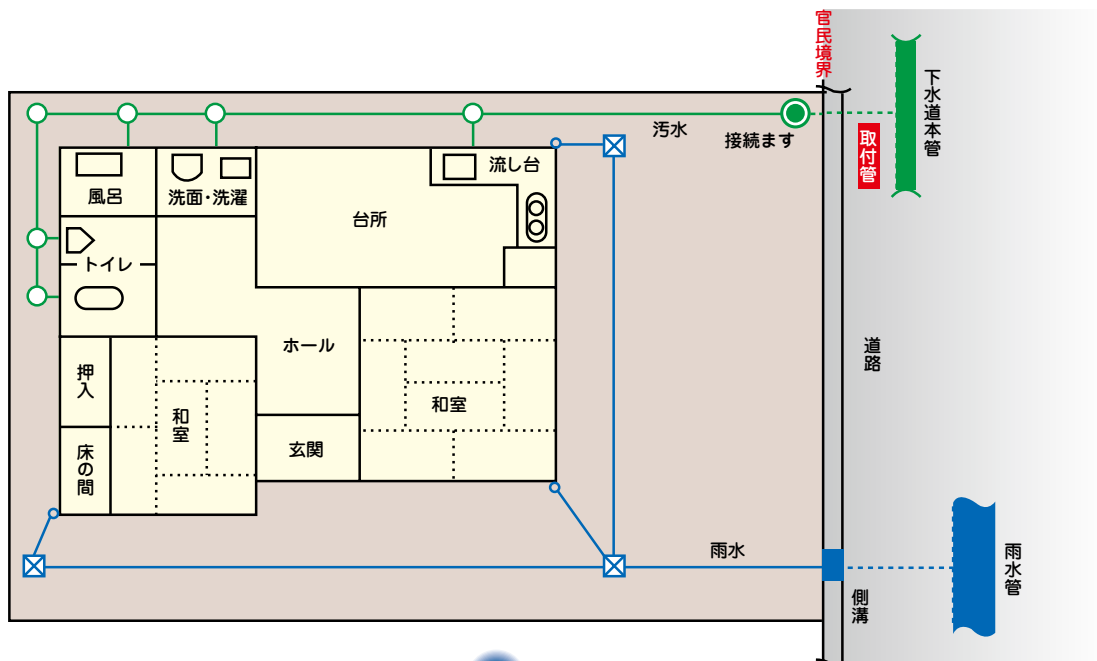
区分	道路部分	宅地部分	
呼び名	下水道本管	取付管 (接続ますと下水道本管の間)	排水設備
修繕施工	上下水道局	所有者または使用者	

「取付管設置申請書」の提出について

下水道本管と宅地内排水設備を結ぶ取付管は、できる限り受益者の希望の場所に設置しますので、「公共下水道取付管設置申請書」に記入をお願いします。

<注意点>

- 取付管は原則として土地の面積が500㎡以下であれば1か所設置し、500㎡を超えるごとに更に1か所設置することが可能です。
- 設置する場所が決められない場合は、直接下水道整備課工事担当にご相談ください。
- 申請者は原則として受益者です。
- 取付管設置希望箇所は、隣地境からの距離、民地内の深さを必ずご記入ください。



《「取付管設置申請書」記入例》

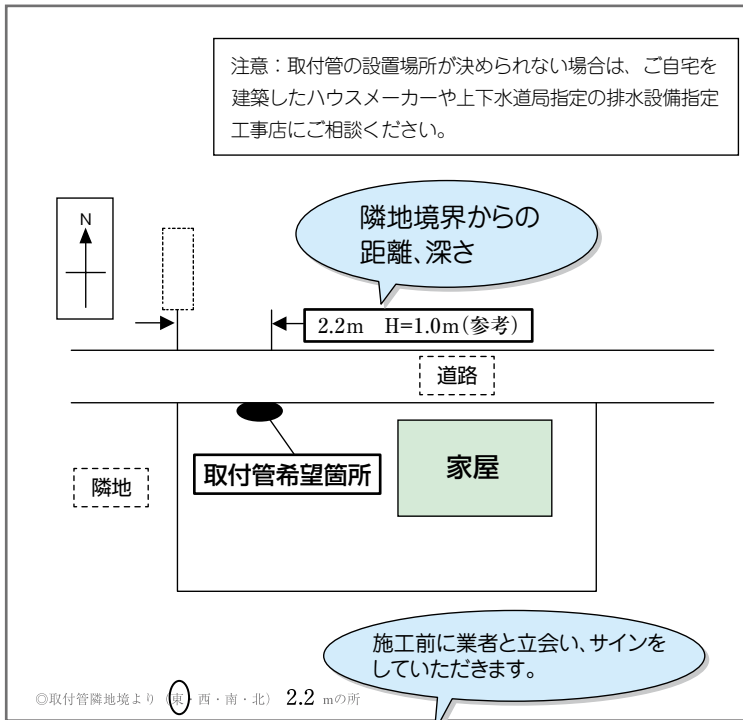
公共下水道取付管設置申請書

○年 ×月 ▲日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

申請者	申	
	請	とよはしたろう
		0532-51-2761
		0532-51-2762

下記のとおり取付管設置を申請します。



確認書	現地で施工業者と立会い位置を確認しました		立会日
	立会人(地主)	
	施工業者	

3 下水道事業受益者負担金に関するその他の手続き

●負担金を一時除外する特例

賦課対象区域内において次の土地は特例により、賦課の対象から**一時的に除外**できる場合があります。

- ①現況・地目ともに継続して農地や山林であり、下水道利用の必要がない土地
- ②公道に接していない土地や建物を建築する要件を満たさない土地等で、下水道の利用ができない土地

上記の場合は、**申告時に必ず**「受益者負担金賦課対象区域除外申請書」を提出してください。

なお、この特例を受けた土地が売買、分合筆、用途変更等があった場合や下水道の利用が生じた場合、除外解除となり、負担金を納付（①は一括納付のみ、②は分割も可）していただきます。ただし、一括納付報奨金は交付されません。

●負担金の徴収猶予

受益者が当該負担金を納付することが困難であると認められた場合には、負担金の徴収を一定期間猶予することがあります。

徴収猶予される主なもの

- ・災害等により負担金を納付することが困難と認められるとき。
- ・係争中の土地であることにより負担金を納付することが困難と認められるときなど。

なお、徴収猶予を受けた受益者が、その後理由の消滅または猶予期間の満了により負担金を納付する場合は一括納付となります。ただし、一括納付報奨金は交付されません。

●負担金の減免

負担金は賦課対象区域内のすべての土地に賦課されますが、土地の用途や受益者の状況により減免される場合があります。

減免の対象となる主なもの

- ・生活保護法の規程による保護を受けている受益者
- ・都市計画下水道事業のため土地を提供した受益者
- ・急傾斜崩壊危険箇所に指定された土地など。

減免を希望される方は **申告時に必ず**「受益者負担金減免申請書」を提出してください。

●受益者の変更等

負担金の分割納付の途中において、土地の売買、相続その他事由により受益者に変更があった場合は「受益者変更申告書」の提出が必要となります。

変更申告書の提出がない場合、従前の受益者に負担金を納めていただくこととなりますので、ご注意ください。

また、受益者の住所に変更がある場合は必ず「受益者住所変更申告書」を提出してください。

4 下水道を利用してください

私たちが清潔で住みよい暮らしをおくり、海や川の汚れを防ぐため下水道は造られています。町内の道路に下水道管が埋設されると上下水道局から「下水道が使えます。」という、お知らせが届きます。いよいよ、皆さんには生活排水を下水道管に流すための接続工事をお願いすることになります。なお、宅内の排水設備接続

工事は、排水設備指定工事店しか施工できません。

多額の費用をかけて下水道を造っても、皆さんに使っていただかなければ下水道の役割を果たせません。そのため下水道が整備された地域では下水道法により下水道への接続が義務付けられており、トイレからの排水はもちろん、台所や風呂、洗濯などの排水も速やかに下水道に流していただくなくてはなりません。



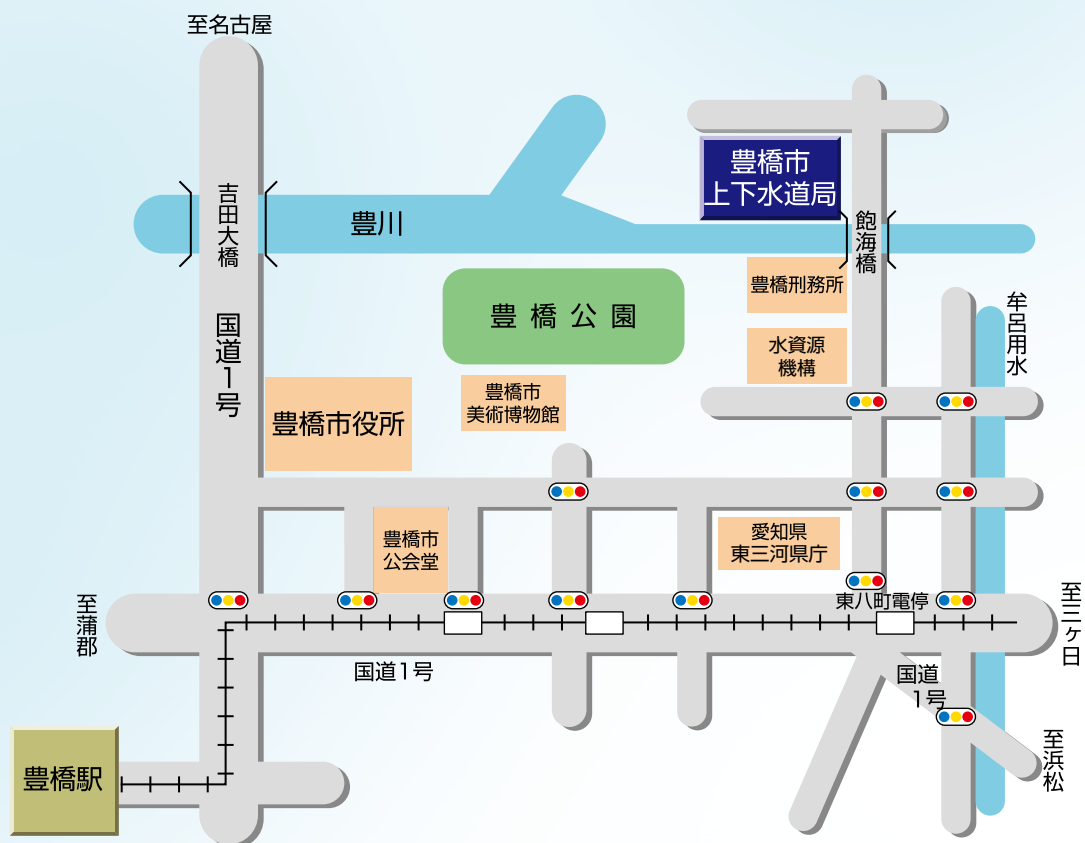
根拠法

- 下水道法
- 豊橋市下水道条例
- 豊橋市下水道条例施行規程

ご利用ください（補助制度等）

- ・水洗便所改造資金融資あっせん制度
- ・浄化槽の雨水タンク転用補助制度
- ・私道共同排水設備設置費補助制度
- ・宅地内汚水ポンプ設備設置費補助制度





工事期間中は何かとご迷惑をお掛けします。下水道工事にご理解とご協力をお願いします。



豊橋市上下水道局

〒440-8502 豊橋市牛川町字下モ田29番地の1

豊橋市上下水道局

検索

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/water/>

《お問い合わせ先》

	(0532)
営業課 普及担当	51-2761
営業課 業務担当	51-2762
営業課 排水設備担当	51-2763
下水道整備課 工事担当	51-2772
下水道施設課 水質管理担当	46-2427
お客さま料金センター	51-2713

下水道事業受益者負担金について
 各種補助制度について
 宅内の排水設備について
 下水道管理設工事について
 工場、事業所、特定施設の接続について
 水道料金・下水道使用料について

このパンフレットは、カラーユニバーサルデザインに対応しています。
 また、環境にやさしい再生紙を使用しています。

(2020.12月 2,000部)